破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２８７号
岩手県一関市関が丘78番地２　市営関が丘アパート６―135
破産者　佐藤　次朗
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成１９年（フ）第２３５号
茨城県つくば市西大橋110番地１、開始決定時の住所茨城県つくば市苅間2028番地
破産者　皆川　ふよ
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第２８９号
茨城県石岡市石岡2747番地74
破産者　川元　政彦
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第６５号
北海道小樽市桜２丁目32番23号
破産者　市川　良子
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２０年（フ）第５３９号
北海道旭川市神居７条17丁目４番17号
破産者　辻　　一幸
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４号
北海道旭川市東３条２丁目４番16号
破産者　アトリエ牛久保こと　牛久保美智子
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９７号
北海道上川郡東川町南町２丁目５番29号　リラ東川一番館201
破産者　鈴木　一徳
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９７号
北海道深川市文光町20番27号
破産者　染本　定利
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１２号
北海道旭川市末広６条12丁目４番６号
破産者　島田ヒロ子（旧姓高角・佐々木）
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７号
茨城県北茨城市磯原町本町２丁目２番地の11
破産者　稲川　　保
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２０年（フ）第１９６２号
京都市右京区太秦西野町５番地２
破産者　松村印刷こと　松村　展男
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６８１号
京都市山科区小野御所ノ内町１番地172
破産者　大川　定雄
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第７４１号
兵庫県三田市友が丘２丁目２番地８
破産者　木子圭美こと　蔡　　圭美
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１号
神戸市垂水区高丸８丁目４番80号
破産者　石田　勝人
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８９号
兵庫県三田市さくら坂７番11号
破産者　西村眞太郎
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７号
神戸市兵庫区荒田町２丁目７番20号　カサアルベーロⅡ　203号、前住所京都府亀岡市大井町並河２丁目11番13号
破産者　猪原　徳益
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６３１号
神戸市中央区旗塚通３丁目３番26号奥谷ハイツウェスト101号
破産者　北野　辰巳
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９号
兵庫県佐用郡佐用町仁方223番地
破産者　山本　正志
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第５５５号
広島市南区山城町10番１―202号
破産者　奥　俊二郎
１　決定年月日　平成21年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４６０号
秋田市飯島道東１丁目15番30号
破産者　九嶋あゆみ
１　決定年月日　平成21年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部